

令和3年第1回可児市農業委員会総会議事録

開催日時	令和3年1月6日（水）午後1時30分から午後2時45分
開催場所	庁舎5階全員協議会室
農業委員	菱川 幸夫、大澤 正幸、中村 茂、小林 司朗、若尾 英夫、可児 博恭、伊藤 卓、栗本 京治、樋口 孝男
欠席を要請した農業委員・農地利用最適化推進委員	奥村 久光、玉木 武義、奥村 武司、奥村 富雄 中根 章子 熊澤 政行、佐橋 和弘、勝野 仁司、奥村 廣二、飯田 繁好、鈴木 好則、奥村 松市、奥村 榮造、三宅 静喜
事務局	事務局長 高井美樹、課長 杉山尚示、係長 加藤哲利、再任用職員 富賀見昌昭
議案	第1号 農地法第4条第1項の規程による農地転用許可申請に対する意見について 第2号 農地法第5条第1項の規程による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について 第3号 農地法第5条第1項の規程による許可後の事業計画変更申請に対する意見について 第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について
議長	皆様方には益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。 令和3年第1回可児市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、公私共に大変ご多忙の中をご参集賜りまして、誠にありがとうございます。 本日の農業委員の出席は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、人数を制限した9名で、定足数に達しております。 これより、令和3年第1回可児市農業委員会総会を開会します。 それでは、議事に入ります。 本日の日程は、お手元に配付しました議案のとおりとなっております。 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。議長において指名することにご異議ございませんか。
議長	【異議なしの声多数】 それでは、3番中村茂委員、6番若尾英夫委員の両名を指名します。
議長	本日は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から総会の進行を行っており、本来であれば、事務局説明の後に地元委員からの発言を求めるところですが、現地確認の報告等を含めて事務局から説明を行いますので、地元委員から補足等がある場合には、後ほど挙手にてお願いします。それ以外は事務局の説明のみとさせていただきます。 なお、案件に関係のない発言がある場合は、議長において発言を停止することがありますので、よろしくお願いします。

議長 それでは、日程第2、議案第1号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見についてを議題といたします。

事務局 それでは、事務局に説明を求めます。

議長 日程第2、議案第1号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請の内容について説明します。

議長 今月は、2件の申請があります。

議長 受付番号1番は、今渡の方が農地転用の許可を求めるもので、今渡地内で隣接地を一体利用して1棟の共同住宅を建築するとのことでした。

議長 立地基準判定等、その他詳細については資料のとおりです。

議長 周辺農地等への被害防除策としましては、L型擁壁とコンクリートブロック積みを施工することで土砂等の流出を防ぐとしています。

議長 なお、この申請地は開発基準協議の対象案件で、令和2年12月11日付けで受付され、現在協議中です。

議長 また、始末書が提出されており、これは昭和40年頃より牛舎・鶏舎を建築し利用してきたことに対するものです。現在は解体処理され、更地になっています。

議長 受付番号2番は、瀬田の方が農地転用の許可を求めるもので、中恵土地内で2棟の共同住宅を建築するとのことでした。

議長 立地基準判定等、その他詳細については資料のとおりです。

議長 周辺農地等の被害防除策としましては、コンクリートブロックを敷設することで土砂等の流出を防ぐとしています。

議長 以上の各案件は、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっています。

議長 只今、事務局から説明がありました件につきまして、何か補足事項やご意見、ご質問はございませんか。

議長 **【意見なしの声多数】**

議長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

議長 日程第2、議案第1号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見については、当委員会としてこれを許可相当として、市に進達することにご異議ございませんか。

議長 **【異議なしの声多数】**

議長 異議ないものと認め、日程第2、議案第1号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見については、当委員会としてこれを許可相当として、市に進達することに決しました。

議長 続きまして、日程第3、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見についてを議題とします。

議長 なお、受付番号13番の案件は、次回へ見送りとなっております。

議長 また、受付番号2番の案件は、農業委員2番の大澤正幸委員が当事者であるため、農業委員会等に関する法律第31条による議事参与の制限により審議に加わることができま

せん。

そこで、先に受付番号2番の案件を審議します。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 受付番号2番は、川合北の方と白川町の法人による売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

譲受人は、川合地内で建設業資材置場を整備するとのことです。

立地基準判定等、その他詳細については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策としましては、隣接農地はありませんが、コンクリートブロックを敷設することで土砂等の流出を防ぐとしています。

議長 只今、事務局から説明がありました件につきまして、何か補足事項やご意見、ご質問はございませんか。

【意見なしの声多数】

議長 ご意見もないようですので、お諮りいたします。

日程第3、議案第2号、農法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見についての受付番号2番は、当委員会としてこれを許可相当として、市に進達することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議ないものと認め、日程第3、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見についての受付番号2番は、当委員会としてこれを許可相当として、市に進達することに決しました。

それでは、大澤正幸委員の議事参与を認めます。

引き続き、日程第3、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見についてを議題といたします。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 日程第3、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転を伴う農地転用許可申請の内容について説明します。

先ほどの審議済み受付番号2番を含めまして、今回の申請の内訳は、売買による所有権移転が9件、賃貸借権の設定が1件、使用貸借権の設定が2件の合計12件です。

それでは、各申請の内容を説明します。

受付番号1番は、川合の方と川合の方による使用貸借権の設定で、転用許可を求めるものです。

使用借人は、川合地内で隣接地を一体利用して、一般個人住宅を建築するとのことです。

立地基準判定等では、2種農地と判断されますが、代替地検討は不要です。理由としましては、隣接する宅地と一体利用するものであり、申請地に代えて当該申請に係る目的を達成できないためです。

その他詳細については資料のとおりです。

既に造成及び建築が済んでいる農地のため、始末書が提出されており、これは平成4年頃より農地法の許可を受けずに一般個人住宅建築の目的で埋め立てを行ったことによる

ものです。

受付番号3番は、下恵土の方と下恵土の方による売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

譲受人は、下恵土地内で隣接地を一体利用して、貸土場を整備するとのことです。

立地基準判定等、その他詳細については資料のとおりです。

周辺農地への被害防除策としましては、隣接する農地から1メートル控えることで防除とするとのことです。

受付番号4番は、犬山市の方外1名と下呂市の法人による売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

譲受人は、矢戸地内で隣接地を一体利用して、8棟の分譲住宅を建築するとのことです。

立地基準判定等では、2種農地と判断されるため、代替地検討の資料提出を指示済みです。

その他詳細については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策としましては、隣接農地はありませんがコンクリートブロックを敷設することで土砂等の流出を防ぐとのことです。

開発協議ですが、区画形成変更が1,000平方メートル以上になり、現在まちづくり条例による開発基準協議及び都市計画法に基づく開発許可の事前協議中となっています。

受付番号5番は、土田の方と御嵩町の方による賃貸借権の設定で、転用許可を求めるものです。

賃借人は、土田地内で太陽光発電施設を設置するとのことです。

立地基準判定等では、2種農地として判断されるため、代替地検討はされています。

その他詳細については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策としましては、コンクリートブロックを敷設することで土砂等の流出を防ぐとのことです。

なお、計画されている太陽光発電施設の発電出力が22キロワットであり、発電出力が20キロワット以上になるので、可児市太陽光発電事業と地域との調和に関する条例の対象事業になるのではないかということで、建築指導課への聞き取りにより確認しましたところ、これについては国の買い取り制度の認定済みのため対象事業でないということです。

なお、周辺関係者への周知、着工前に市と協議、協定締結を行うよう務めるとあります。

受付番号6番は、犬山市の方と塩河の法人による売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

譲受人は、土田地内で隣接地を一体利用して、障害者グループホーム、B型事業所を建築するとのことです。

立地基準判定等では、2種農地として判断されるため、代替地検討がされています。

その他詳細については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策としましては、コンクリートブロックを敷設することで土砂等の流出を防ぐとのことです。

なお、昭和 35 年 9 月から住宅と農機具庫があり始末書が提出されています。

受付番号 7 番は、土田の方と土田の方による売買による所有権移転で、転用許可を求め
るものです。

譲受人は、土田地内で隣接する住宅の庭を整備するとのことです。

立地基準判定等、その他詳細については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策としましては、コンクリートブロック擁壁を敷設すること
で土砂等の流出を防ぐとのことです。

また、令和 2 年 11 月 3 日、許可なく造成住宅用敷地としたため、始末書が提出されて
います。

受付番号 8 番は、土田の方と名古屋市千種区の方による売買による所有権移転で、
転用許可を求めるものです。

譲受人は、土田地内で隣接地を一体利用して、一般個人住宅を建築するとのこと
です。

立地基準判定等、その他詳細については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策としましては、コンクリートブロックを敷設することで土
砂等の流出を防ぐとのことです。

また、平成 17 年頃より農地法の許可を得ずに申請地を埋め立てて駐車場として利用し
ていたことから、始末書が提出されています。

なお、この申請地は令和 2 年 3 月 17 日付けで許可後取消となった案件です。

受付番号 9 番は、土田の方と土田の方による売買による所有権移転で、転用許可を求め
るものです。

譲受人は、土田地内でペットサロンの駐車場を整備するとのことです。

立地基準判定等、その他詳細については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策としましては、隣接農地はありませんが、コンクリートブ
ロックを敷設することで土砂等の流出を防ぐとのことです。

受付番号 10 番は、瀬田の方と瀬田の方による使用貸借権の設定で、転用許可を求め
るものです。

使用借人は、瀬田地内で父の所有地に使用貸借権を設定し、農家住宅を建築するとの
ことです。

立地基準判定等では、2 種農地と判断されるため、代替地検討がされています。

その他、詳細については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策としましては、コンクリートブロックを敷設することで土
砂等の流出を防ぐとのことです。

令和 2 年 11 月初旬に無許可で埋め立てし、基礎工事を行ったことから、工事をスト
ップさせるとともに、始末書を提出させています。

なお、現地確認の際、隣接する農地も埋め立てられていたため、直ちに現状復旧する
よう指導しました。現在復旧中とのことで、作業中の写真が提出されています。

この申請地は令和 2 年 1 月 22 日付けで農振除外済みです。

受付番号 11 番は、今渡の方と広見の法人による売買による所有権移転で、転用許可を

求めるものです。

譲受人は、広見地内で1棟の共同住宅と3棟の分譲住宅を建築するとのことです。

立地基準判定等では、2種農地と判断されるため、代替地検討はされています。

その他、詳細については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策としましては、コンクリートブロック積み及びL型擁壁を敷設することで土砂等の流出を防ぐとのことです。

開発協議としましては、対象案件となっております、令和2年11月20日に受付がされています。

その他としまして、西側の農地への用水確保についてですが、申請地の北側に水路を新設することで、対応するとのことです。

この申請地は令和2年7月21日付けで農振除外済みです。

受付番号12番は、広見の方と広見の法人による売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

譲受人は、広見地内で1区画に宅地分譲するとのことです。

立地基準判定等、その他詳細については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策としましては、隣接農地はありませんが、コンクリートブロック壁を敷設することで土砂等の流出を防ぐとのことです。

受付番号13番につきましては、申請者から取り下げられています。

この理由は、譲受人の資金証明が用意できなかったことによるものです。

議長 只今、事務局から説明がありましたが、何か補足事項やご意見、ご質問はございませんか。

栗本委員 受付番号10番の件ですけれども、現地確認の際、完全に基礎ができてしまっていて、はっきりいってこれは農業委員会で審議するようなものでないと思う。ここまでやっただけから農業委員会に申請する、それに始末書を添付して済むようなものでないと思うのですが。

こういったものを、止めるとかいう方法はないのですか。

農業委員会でなくて市の方で、建築の方で、何月何日から工事を始めるというのはいないのですか。農業委員会で審議するようなものでないと思うのですが。皆さんどう思いますか。

事務局 この件につきましては、許可を得ないで、埋め立てをし、基礎工事を行ったということで、委員からご意見をいただきましたが、この状況に対して、まずは工事をストップさせる、その後で始末書を提出させることとなります。委員がおっしゃられますように着手後ではということではありますが、許可前の着手という農地法違反の状態を放置するのでなく、農業委員会総会に諮ることにより、追認とはなってしましますが、結果的には農地法に基づく許可相当として市に進達することにより、農地法違反状態を放置することを避ける、農地法違反の状況を農業委員会が黙認したことにならないようにすることが大切でないかと思えます。

ただし、事前着手したからと言って、事業を中断させ、適切な申請をあらためてするように指導はできますが、全ての案件につき現状復旧までさせる指導ができない案件はあ

り得るといことが現状です。

栗本委員

止めるものではなくて、申請の時点でこれはおかしいということは分からないのですか。

これは、はっきり言って農業委員会の仕事ではないんじゃないですか、みんな事後で始末書をつけてOKを認めてしまうならば、みんな始末書を付けて申請し、農業委員会が審議する意味合いがなくなってしまうのではないですか。

事務局

いつものように的確な回答ができなくて、申し訳なく思います。

今回の場合は、申請が出たから着手していることが分かったもので、申請の受付はしました。そこで発覚して、今の状況では違反ですので工事の中断を指導しました。以前申し上げましたように確認申請によって、少しでも早く情報を把握できるように部署間の調整を図っています。その時点で発覚することもあります。現在は市が建築確認の受付をする訳ではないので、建築基準法は許可済証が出て直ぐに業者が着手してしまうケースについては、なかなか防げないので、農地転用許可の申請時に、許可前の着手はできませんという書面を申請者に渡しています。それと申請書に添付していただく誓約書に一項目付け加えました。その文面は農地転用許可書が交付されるまでは工事に着手しません。また、工事施工業者に対しても周知徹底させますというものです。

これにより、こういったことにならないように防ぐようにしていますが、難しいということが現実です。今回のように農振除外ができるまでに何箇月もかかってしまう場合、施主さんにとっては、待ちに待ってようやく農振除外ができ、かつ建築確認が下りたからということで、農地転用の許可のことまでは頭がまわらず、建築工事に着手してしまったものと思われま。この農振除外と農地転用の時間差がなくなればと思っています。先ほど委員から、審議に値しないというご発言がありましたが、違反転用の状態を放置せず解消するためにも、許可を下ろさなければならぬので、農振除外を認めるのも、農地転用許可が下りる前提となっていることが農振法にあるので、手順通りしていただければ、このようなことは起きないのですが、今のところ防ぐ手立てがないということです。他の市町でも同じ問題がでているので、今後要望が出せる機会もあると思いますので、その時には他法令で規制が同じようにできないか要望していきます。

中村委員

3番委員の中村ですが、今の話の中で、着手され進んでしまっているものに対しては、止むを得ないかもしれませんが、今後それをいかに少なくしていくかという形の中で、例えば建築確認の許可を出した業者の公表とか或いは施工した業者の公表、事業者名の公表を一般に対してするとか、何らかの形で可児市として行わないと、先ほど栗本委員が言われたように、いつも後から追認することでしか対応できないということは、やはりどこかおかしいのではないかと思いますので、これからの有り様について対応策を協議していかないと、同じことが今後も繰り返すことは我々としても不甲斐ないと思いますので、対応策を我々も事務局と協議して検討すべきと思います。

事務局

一つの方法として考えているのが、以前中村委員から悪質な業者についての情報を流してくださいということで、お話があったのですが、国や県の方とも相談しまして、許可前に着工してしまったので許可を下ろさないというところはやり過ぎなので、サッカーで言えばイエローカード、レッドカードというように、2回、3回違法を犯した業者は信

用性がないということで、農転の許可を下ろさなくてもいいよというのがあるので、どの業者が該当するのかこちらで把握するようにしています。中村委員から悪質性のある業者を教えてくださいということでしたので、悪質性のある業者名を委員の皆さんに情報提供していきたいと思います。

そうしますと、現場確認の際、どの業者が入っているかについて看板を見て確認していただき、ブラックリストに入っている業者ではないかとの点も注視していただければと思いますので、ご協力をいただければと思います。

中村委員 始末書が出ているということですが、始末書の中に施主が二度としませんよという文言は入っているのですか。

事務局 始末書は、皆さんの現地確認の際に、お配りしている資料の中に提出された写しを添付しています。

表現は、任意となっていますので個々に違ってはいますが、今後このようなことはしませんという文面が入っています。

栗本委員 隣地所有者への説明というのは、この受付番号10番には全然入っていませんが、農振農用地の場合には必ず同意を取ることにしないと、今後農地の草を燃やすとか、共同防除のヘリを入れることができなくなると、この周囲の農地の適正管理に支障が生じ、全部荒廃農地になってしまうことも危惧されますので、一文としてそれを添えて申請をするようにはできないのでしょうか。

事務局 委員から話のありました同意書の添付ですが、平成29年6月まで、同意書の添付を義務付けていました。国や弁護士と相談していますが、国としては、同意書を一律に添付することを求めるのは法律違反になるので、添付を求めるなということでした。顧問弁護士に相談しましたが同じ意見でした。そのため同年7月から一律に同意書の添付を求めています。

ただし、任意で隣地の同意書を取られたり、申請書に添付されたりする場合はそのまま提出していただいています。同意書添付の義務はありませんが、隣接の方にいつどのような説明をしたかについて、申請書に記載していただく欄がありますので、そこに記入していただいています。ただし、これは同意がないと施工できないというものではありません。同意を得たか否かは関係なく説明したか否かであります。

栗本委員 私がもう一つ言いたいのは、今話した煙や共同防除の薬が敷地内に来ることに申請者は拒否をできないですね。

農振農用地に建てた場合、それでダメだとなると、これ1棟建てたことによって広い範囲の農家が困ってしまいます。ましてこの申請目的は農家住宅ですよね、本当は農業をする人が建てるものであるから、その農家住宅を建てた人に拒否されたら、周りの農家がこういう状態だと困ってしまいますよね。隣地所有者の同意ではなく、逆に申請者に野焼きの煙や共同防除の薬が敷地に仮にかかっても異議を申しませんという誓約書か何かを取ることにはできないのですか。

事務局 今、栗本委員からご意見をいただいた件ですが、農振の除外をする時点で、その条件を要求しておかないと、農地転用の申請がされた時点では、農振除外がされているので、農振地域ではあるのですが、申請地は農振農用地ではなくなっているのです、農家住宅である

うが、一般個人住宅であろうが許可を出さなくてはならないので、農振除外をするときに、その手立てをしておかないと無理だと思うんですね。農振除外のときも、隣地の印鑑をもらっていただいているのですが、そこでもらっておかないと、農振除外というのは農地転用が下りる前提で許可を出しているのです、皆さん農振協議会にも出席していただいているので、その時点で意見を言わないと転用申請が出てから実はダメだよとは、言えないんです。農振除外ができていのに転用許可を下ろさないということはありませんので、繰り返しますが、農振除外をするときにそういう手立てをしないといけません。農業委員会事務局だけでは決定はできないので、もし農用地のみに関して同意書を確実にもらってくださいということにするのであれば、産業振興課と検討をしますので、農業委員が許可に同意しないと一言しないと、農振除外がされてしまい、農地転用許可も下ろさなくてはなりません。事務局で委員全員の見解ということで、産業振興課に提案していきたいと思えます。そこで今日は、農業委員が全員お揃いではないので、今後、農振地域に限っては同意書を確実に付けてくださいということにするかどうか検討していきたいと思えます。

議 長 その他何かございませんか。

【樋口委員挙手】

樋 口 委 員 受付番号 11 番の案件ですが、地元からも開発業者に話をしたんですが、この開発エリアの南側に大きい排水路がありまして、申請地側の法面はコンクリートで防草対策をするということをおっしゃったんですが、排水路を挟んだ道路側の法面は何もしないということを開発業者から言われたので、それでは、その草の管理は誰がするんですかと聞いたところ、ここの分譲住宅を買った人に草を刈るように指導しますという話が、業者からありました。新しく家を買った人が草刈り機を買ってきて草を刈るはずがないので、そうすると、この苦情は必ず市の方へ来ると思えます。といいますのはこの道路は市道ですので、この法面は、市道の法面なのか排水路の法面なのかということで、地元の土地改良でやるのか市が刈るのかという話になると思えます。どちらにしても市が一般の農道の法面の草を刈るということは今までないので、そうしますと地元の土地改良に草を刈ってくれという要望が来ると、地元の土地改良がいちいち開発したところの排水路の法面の草を刈れませんので、この辺の草をどうしたらよいかと困惑してしまっていて、実はこの開発業者は石井でも同じような開発をしまして、同じように申請地側の方はコンクリート張りがしてあるんですが、排水路を挟んだ道路側の法面は全く対策してなかったものですから、今は草がぼうぼうと生えてしまっているんです。ただし、今のところ何も苦情がきていないみたいですが、隣地の農振除外申請のときに現地を見に行ったら草だらけだったので、いずれ苦情がくるような気がするんで、その辺のことが、草の対策だけどうするか、現地の周辺を見たんですが道路法面をコンクリート張りしたところはどこもなかったんで、コンクリート張りをしろとまでは言えませんが、せめて地元の方から、それならば農事改良組合で草を刈ってもいいという話もあります、それならば多少なりともお礼や協力金が出してもらえようという方法を考えていただけたらうれしいと思います。それができないようであれば、地元の土地改良が金を出して草を刈る方法しかなくなってしまうので、それもちょっとどうかと思えますので、そのところ何かいい方法

がないかなと思い質問させていただきました。

【大澤委員挙手】

大澤委員 川合の場合、こういう場合は必ず地元の区長の承諾がいるんです。そうしますと区長は、こういうことをやりなさいと言い、それをやりますという一筆を取ります。それで開発しますので、草が伸びているときに、草の守りはあなたがすることになっていきますよということを控えていますので、そのようにされたらどうですか。

樋口委員 それは、地元としてですか。

大澤委員 確か、開発の場合地元の区長の判がいるので、区長が物置を造りなさいとか、この入口の管理は必ずやりなさいとか、条件を付けます。わかりましたと返事がきますので、そうしますと開発を認めますという区長の判を押します。それをしっかり持っていて、何か言ってきたら、こうなっていますよという形で示します。その中に、今の水路の道の法面も今までは、譲渡人が守りをしなくてはいけなかったですね。

樋口委員 そうです。

大澤委員 その人に代わって守りしてくださいという条件をつけられたらどうですか。

樋口委員 一応、業者からきた回答書には、土地を買った人にそういうことを言いますと書いてあって、それ以上のことが書いてなかった状況で、自治会長が印を押してしまっていて、細かい部分は宙に浮いているのでどうかとは思いますが皆さんにお聞きしたところです。

大澤委員 これから取られたらいいと思います。

事務局 今のは、開発の区域内のお話ですか。

樋口委員 はい。

事務局 エリア内でしたら回答に対して再条件を提示できるので、建築指導課にもう一度、地元としてこの回答ではだめだと言っていただければ、建築指導課が業者とのやり取りをしますので、再度条件を付けていただければ、大澤委員から話がありましたようにできると思います。

樋口委員 はい、わかりました。開発の関係でまた建築指導課に話します。

議長 その他、ございませんか。

今、受付番号10番に対する栗本委員からありました、基礎までやってしまっているという事前着工についてご意見がありまして、また中村委員の助言のように、その対応策をもう一度検討していこうという形で進めたいと思いますが、どうでしょうか。

栗本委員 皆で揃ったような基準を作ったらいいんじゃないかと思います。とりあえず、事務局で、これくらいまでは出来るとか、これは絶対出来んといったものがあつたら、お示しをお願いしたい。できればいろいろ歯止めのためには厳しい基準にしないと、毎回こういう問題が起きていますので、こういうのを起こさんでもいいような、もう先に着工したというようなものは、農業委員会が許可というのは、もう出来ているからというものは、我々が審議することではないと思うんですが。

たしか、昨年9月でしたか、農振除外の確認に行ったのですが、そのときに出せということであれば、次回からは厳しい条件を付けたいと思います。

一応ガイドラインみたいなできることを事務局で示してもらって、皆さんに見てもらって、何かいい方法があつたらやっていった方が、こんなに何回も始末書どうのこうのと

議 長 いう問題が出ないようにやった方がよいと思います。

議 長 そのような形で事務局よろしく願います。
その他、ご意見いいでしょうか。

議 長 【意見なしの声多数】
ご意見もないようですので、お諮りいたします。

議 長 日程第3、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見についての受付番号1番及び3番から12番は、当委員会としてこれを許可相当として、市に進達することにご異議ございませんか。

議 長 【異議なしの声多数】
異議ないものと認め、日程第3、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見についての 受付番号1番及び3番から12番は、当委員会としてこれを許可相当として、市に進達することに決しました。

議 長 続きまして、日程第4、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見についてを議題とします。

事務局 それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 日程第4、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更について、説明させていただきます。

事務局 今回は1件の申請です。

事務局 受付番号1番は、当初事業者で、かつ事業承継者の御嵩町の法人による事業計画変更の承認を求めるものです。

事務局 広見地内で、当初の平屋建て貸家を建築する計画を変更して2階建ての貸事務所にするとのことです。

事務局 立地基準判定等、その他詳細については資料のとおりです。

事務局 周辺農地等への被害防除策としましては、隣接農地はありませんが、コンクリートブロック壁を敷設することで土砂等の流出を防ぐとのことです。

事務局 当初計画では、貸家として令和2年7月15日に許可を受け、平屋建て貸家を建築する計画でしたが、二階建て貸事務所とすることに事業計画を変更しました。なお、令和2年12月、転用許可の内容と異なる事業を行っていたことから、工事をストップさせるとともに、始末書を提出させています。

事務局 これは、建築指導課から農業委員会事務局へ建築確認申請について情報提供がありまして、その内容が転用許可と異なる内容であったことから、先ほどの指導を行いました。

事務局 周辺への影響のないように施工するとともに、万一の場合には責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっています。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、何か補足事項やご意見、ご質問等はございませんか。

議 長 【意見なしの声多数】
ご意見もないようですので、お諮りいたします。

日程第4、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見については、当委員会として承認相当として、市に進達することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議ないものと認め、日程第4、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見については、当委員会として承認相当として市に進達することに決しました。

議長 続きまして、日程第5、議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定についてを議題といたします。

なお、受付番号1番、2番の案件は、農業委員4番の小林司朗委員が関係者であるため、農業委員会等に関する法律第31条による議事参与の制限により審議に加わるできません。

そこで、先に受付番号1番と2番を審議します。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 日程第5、議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について説明します。

受付番号1番と2番は、同じ方が借人となっていますので、併せて説明します。

これは、塩河の方と土田の法人との間での新規の解除条件付使用貸借権の設定です。

塩河地内の該当農地を令和6年1月までの3年間、利用集積を図るものです。

議長 只今、事務局から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

【意見なしの声多数】

議長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

日程第5、議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定についての受付番号1番と2番は、これを承認し、市に報告することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議ないものと認め、日程第5、議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定についての受付番号1番と2番は、これを承認し、市に報告することに決しました。

それでは、小林司朗委員の議事参与を認めます。

引き続き、日程第5、議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定についてを議題といたします。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 日程第5、議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について説明します。

先ほどの解除条件付使用貸借権2件を含めまして、今回の利用権の設定は、使用貸借7件、併せて9件です。

受付番号3番は、川合の方と川合の方との間における新規の使用貸借権の設定です。
川合北二丁目地内の該当農地について令和8年1月までの5年間、利用集積を図るものです。

受付番号4番から8番は、同じ方が借人となりますので、併せて説明をします。

土田の方外4名の方と、土田の方との間での新規の使用貸借権の設定です。

土田地内の該当農地について令和8年1月までの5年間、利用集積を図るものです。

受付番号9番は、愛知県犬山市の方と御嵩町の方との間での再設定の使用貸借権の設定です。

瀬田地内の該当農地について令和8年1月までの5年間、利用集積を図るものです。

議長 只今、事務局から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問等はございませんか。

【意見なしの声多数】

議長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

日程第5、議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定についての受付番号3番から9番は、これを承認し、市に報告することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議ないものと認め、日程第5、議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定についての受付番号3番から9番は、これを承認し、市に報告することに決しました。

議長 以上をもちまして、本日の総会に付議された議案の審議はすべて終了いたしました。

議長 続きまして、農地法関連の報告事項及び連絡事項について、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、報告及び連絡事項について事務局から説明いたします。

はじめに、農地の適正管理の12月指導分について報告します。

別添資料1をご覧ください。

12月に近隣の耕作者・住民等から農業委員会事務局に苦情が寄せられた農地です。

農地所有者に対して、農地を適正に管理するよう書面にて指導を行いました。

続きまして、農地の形状変更、いわゆる水田の畑地転換及び農地の盛土・切土の届出です。

別添資料2をご覧ください。

12月に農業委員会事務局が農地の形状変更の届け出を受理した農地です。

続きまして、農業用施設の届出についてです。

別添資料3をご覧ください。

12月に農業委員会事務局が農業用施設の届け出を受理した農地です。

続きまして、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理についてですが、12月中に届出のあった受理分について報告します。

今回は、6件の相続に伴う届出があり、田は7筆、面積4,305.00平方メートル、畑は9筆、面積1,549.98.00平方メートルで、田と畑の合計は16筆で、面積は5,854.98平方メートルでした。

それでは、今後の日程について説明します。

次回の現地確認は、1月29日の金曜日を予定しています。

また、令和3年第2回農委員会総会は、2月4日木曜日に午後1時30分から庁舎5階全員協議会室で開催を予定しています。

その他について説明（詳細略）

1. 仮称可児御嵩インターチェンジ工業団地開発事業の進捗状況について
概ね用地の買収が完了
2. 公務災害保険の概要について
3. 活動記録簿について

議

長

これもちまして、令和3年第1回可児市農業委員会総会を閉会させていただきます。委員各位には、各案件について慎重に審議を賜り、誠にご苦労様でございました。